


一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪府大東市深野五丁目 4番22号	許可年月日 令和7年4月12日	許可番号 一廃第225号	1 許可条件 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (以下「法」という。)、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 (以下「条例」という。)、その他関係法令を遵守すること。 (2) 搬入先は、下記2のとおりとする。 (3) 食品廃棄物は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第3項に規定されているものであり、同条第4項に定める事業者から排出されたものに限る。 (4) その他市長の指示に従うこと。 2 搬入先 植田油脂株式会社 大阪府大東市新田北町84 3 許可の取消し又は業務の停止 法、条例又は許可条件に違反する行為等をしたときは、許可の取消し又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずる。 業務の停止の間、市は他の業者に当該業務を代行させることがある。この場合に生じた損失に対して、市はその責を負わない。
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 植田油脂株式会社 代表取締役 高橋 史年	京都市長 松井孝治 		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。			
取扱廃棄物の種類 食品廃棄物			
作業区分 収 集 ・ 運 搬 (積替保管を含まない。)			
許可の有効期限 令和9年4月11日			
許可の更新又は変更の状況 平成31年 4月12日 新規許可 令和 3年 4月12日 更新許可 令和 5年 4月17日 更新許可 令和 5年 8月 7日 変更届 (法人の代表者等) 令和 7年 4月12日 更新許可			